

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 都市局 都市政策課）

制 度 名	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長											
税 目	法人税											
要 望 の 内 容	<p>関西文化学術研究都市建設促進法(昭和 62 年法律第 72 号。以下「促進法」という。)に基づいて整備される文化学術研究施設のうち研究所用施設に係る建物及び附属設備並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度の 2 年延長を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物及び附属設備 取得金額 3 億円以上 6/100 ・機械及び装置 取得金額 240 万円以上 12/100 <p>※対象資産を新設又は増設したものに限定</p> <p>(関係条文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置法 第 44 条、第 68 条の 19 ・同法施行令 第 28 条の 4、第 39 条の 51 <table border="1" data-bbox="874 1010 1489 1171"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(0</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(0	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(0	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

関西文化学術研究都市（以下「学研都市」という。）の建設は、促進法に基づき、文化学術及び研究の拠点となる都市づくりを目指すものであり、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。都市建設に当たっては、学術・産業・行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を強化して建設を進めることを基本方針としており、文化学術研究施設等の整備、誘導は国の果たすべき役割の一つである。

また、平成 28 年 3 月には、国（国土交通省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省）、地元地方公共団体、大学、立地企業、経済団体等の参画により、今後おおむね 10 年の都市の方向性を示した『新たな都市創造プラン』を策定し、「世界の知と産業を牽引する都市」「持続的にイノベーションを生み出す都市」「科学・生活・文化・自然環境が融合する持続可能都市」を目指す都市の姿とし、多様な主体がプラン実現に取り組んでいるところである。

本特例措置は、研究施設を新設又は増設する企業に立地のインセンティブを与えることによって、研究施設の集積を誘導し、研究機関相互の交流や共同研究等を推進し、新産業の創出等国民経済の活性化を図ることを目的とする。

(2) 施策の必要性

促進法第 10 条において、学研都市の建設に必要な税制上の措置を講ずるものと規定されている。また、促進法に基づく基本方針では「高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備を図る」など、今後も学研都市の建設を促進していくこととされている。

平成 27 年 8 月に閣議決定された「新たな国土形成計画」では、人口減少や国際競争が厳しさを増す中で、我が国の成長力を高めていくためには、持続的なイノベーション創出のための取組を推進することが必要であるとされており、学研都市について、我が国全体の発展のために活用することとされている。

さらに、筑波研究学園都市とともにリニア中央新幹線の整備による知的対流（ナレッジ・リンク）、スーパー・メガリージョンの形成による高度な価値創造及び国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労すること等、学研都市が果たす役割について明記されているところである。全国計画を受けて平成 28 年 3 月に策定された「近畿圏広域地方計画」においても、「イノベーションを支える知の拠点」「高度な知的人材集積拠点」として事業を推進していくこととしているように、我が国の発展にとって重要な位置づけがされている。

また「第 5 期科学技術基本計画」（平成 28 年 1 月 閣議決定）でも「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として学研都市が明記されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。

国家プロジェクトである学研都市の「文化学術研究施設」は、本都市の文化・学術・研究機能の中心的な役割を担う施設であり、その集積により、大学や他研究機関との共同研究・交流や産学官連携、シーズとニーズの融合がなされ、研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出、地域及び我が国経済の活性化といった効果が得られることから、高い公益性が認められ、地方による支援のみならず国としてその集積整備を強力に推進する必要がある。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	促進法第10条（税制上の措置） 政策目標7 都市再生・地域再生の推進 施策目標25 都市再生・地域再生を推進する 業績指標94 関西文化学術研究都市における立地施設数
		政策の達成目標	本都市にふさわしい文化学術研究施設の立地を促進し集積度を高め学研都市としての総合的な集積メリットが発揮されることによって我が国のみならず世界を代表する文化・学術・研究の拠点を形成し、新産業創出等国民経済の活性化に寄与することを目標とする。 具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、平成31年度までに施設立地数を150施設とすることを目標としている。 なお、最終的には学研都市の集積メリットを発揮するため、平成37年度末までに、施設整備率を都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（平成31年4月1日～平成33年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	高度な都市運営の視点を発展強化し、集積する多様な主体が集積の強みを相互に活用し合うための持続的な、高度な都市運営の体制を備えた総合力の高い強靱な地域を創造するため、研究所用施設の立地を促進する。 施設立地数については、平成31年度までに150施設。 なお、施設整備率については都市全体でおおむね60%以上とすることを目標とする。
		政策目標の達成状況	文化・学術・研究の拠点形成に向けて着実に整備が進んでおり、平成30年4月時点で142の研究所用施設等が立地している。 施設整備率については、平成30年4月時点で都市全体で57.3%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	適用する予定の企業は、平成31年度が5社、平成32年度が3社ある。 本特例は、適用の際に促進法に基づく建設計画に適合しているか等により判断されるものであり、また対象となる研究分野の制限を設けていないことから、特定の者のみに優遇が受けられるものではない。	

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>本特例により、税金は減少するものの、地域の雇用創出などの経済効果が見込まれることに加え、研究所用施設の集積による共同研究の実施等により研究開発の進展、研究成果を活かした新技術の創造と新事業の創出が得られ、産業の高度化等の効果が期待される。</p>												
	<p>相 当 性</p>	<p>当該要望項目 以外の税制上の 支援措置</p>	<p>—</p>												
		<p>予算上の措置等 の要求内容及び 金額</p>	<p>—</p>												
		<p>上記の予算上の 措置等と要望項目 との関係</p>	<p>—</p>												
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	<p>学研都市内の文化学術研究地区（以下「各地区」という。）は都市整備のための条件が整った地区から逐次開発を進めてきている。 各地区の施設整備率は28～100%の間でバラツキが見られ、施設整備率の低い地区については今後も立地促進のために本特例措置を継続することが重要となる。 また、現在、施設整備率が高い地区についても、個別地区ごとに見ていくと研究所の集積の必要性が認められること、研究所用施設は、一般的に収益性が低く、初期投資も大きくなるため、本特例により初期負担の軽減が図られることから、立地誘導の上で有効に機能しており手段としての的確である。</p>												
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項</p>		<p>租税特別措置の 適用実績</p>	<p>過去の適用実績</p> <table border="1" data-bbox="550 1507 1177 1686"> <thead> <tr> <th></th> <th>適用件数</th> <th>適用額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>2(3)</td> <td>103.4(105.1)</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>2(5)</td> <td>11.3(69.4)</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>2(5)</td> <td>15.9(474.5)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H29については推計値</p> <p>前回の推計値と乖離した原因は、施設等の事業の用に供する年度が後年度にずれ込んでいること等が考えられる。</p>		適用件数	適用額 (百万円)	H27	2(3)	103.4(105.1)	H28	2(5)	11.3(69.4)	H29	2(5)	15.9(474.5)
	適用件数	適用額 (百万円)													
H27	2(3)	103.4(105.1)													
H28	2(5)	11.3(69.4)													
H29	2(5)	15.9(474.5)													

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①条項：44の2、68の19 ②適用件数：2件 ③適用額：11,323千円</p>
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>本特例措置は資金調達形態に関わらず初期負担の軽減が図られることから、事業者の研究開発設備への投資面で極めて有効に機能している。</p> <p>本税制特例措置を活用した企業（活用見込み含む）にあてたアンケート結果では、「税制特例が無ければけいはんな地区に立地しなかった。当社にとって学研税制は負担軽減となり、大変有意義な制度である。」といった意見もあり、企業の立地判断の一つとして活用されている。また、本特例措置を活用した企業はこれまでに42社あり、立地誘導に相当の効果があると評価でき、達成目標の実現に寄与しているといえる。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>学研都市は、建設途上であるものの、建設推進・高度な都市運営の段階を迎えており、知的集積及び新産業創出等を図るための研究所用施設の立地を促進する。</p> <p>具体的には拠点形成、集積メリットの発揮のためには一定の施設が必要なことから、施設立地数を目標としており、業績指標として平成30年度までの施設立地目標を145施設と設定していた。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>平成30年4月時点で立地施設数は142施設、施設整備率は57.3%となっており、いずれも着実に伸びている。</p> <p>立地施設数については、平成30年度中に6施設立地予定であり、目標を達成する見込みである。</p>
これまでの要望経緯		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和62年度：創設 ・平成元、3、5、7、9、11、13、15、17、19、21年度：2年間延長 ・平成11年度：拡充（資金額要件の緩和等） ・平成23年度：縮減（特別償却率の縮減） ・平成25年度：延長 ・平成27年度：延長（対象資産を新設又は増設したものに限定） ・平成29年度：延長（資金額要件の引上げ）